

四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 2 7 号

四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 8 年四日市市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u></p> <p><u>第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者</u></p> <p><u>は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準</u></p> <p><u>用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の</u></p> <p><u>規定に基づき、児童対象性暴力等（学校</u></p> <p><u>設置者等及び民間教育保育等事業者に</u></p> <p><u>よる児童対象性暴力等の防止等のため</u></p> <p><u>の措置に関する法律（令和 6 年法律第 6</u></p> <p><u>9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象</u></p> <p><u>性暴力等をいう。以下この条において同</u></p> <p><u>じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等</u></p> <p><u>が行われた場合に利用乳幼児を適切に</u></p> <p><u>保護するため、児童等対象業務従事者</u></p> <p><u>（利用乳幼児と接する業務に従事する</u></p> <p><u>者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性の</u></p> <p><u>ある環境の下で当該利用乳幼児に接す</u></p> <p><u>るものをいう。）に係る犯罪事実確認（同</u></p> <p><u>法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確</u></p> <p><u>認をいう。）その他の必要な措置を講じ</u></p>	

なければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)